

柏崎刈羽原子力発電所の状況（8月分）

 令和8年9月15日
 防災局原子力安全対策課

1. 運転保守状況

項目 号機	炉型	定格出力 (万kW)	営業運転 開始日	9月14日現在の 状況	発電電力量 (8月分) (MWh/月)	設備利用率 (8月分) (%) [注]	概 要
1号機	BWR	110.0	S60. 9.18	定期事業者検査中 H23. 8. 6～	0	0	特になし
2号機	BWR	110.0	H 2. 9.28	定期事業者検査中 H19. 2.19～	0	0	
3号機	BWR	110.0	H 5. 8.11	定期事業者検査中 H19. 9.19～	0	0	
4号機	BWR	110.0	H 6. 8.11	定期事業者検査中 H20. 2.11～	0	0	
5号機	BWR	110.0	H 2. 4.10	定期事業者検査中 H24. 1.25～	0	0	
6号機	ABWR	135.6	H 8.11. 7	運 転 中 R8. 4.16～	1,026,098	101.7	
7号機	ABWR	135.6	H 9. 7. 2	定期事業者検査中 H23. 8.23～	0	0	

注：定格熱出力一定運転を行っているため、設備利用率は100%を超える場合がある。

2. 原子炉等規制法及び電気事業法に該当しない極く軽度な事象等（8月14日～9月14日発生分）

該当なし。

3. その他（8月14日～9月14日発生分）

(1) 6号機非常用ディーゼル発電機(B)の不具合による「運転上の制限」からの逸脱(*1)

東京電力は、3台ある6号機非常用ディーゼル発電機のうち1台(B)の潤滑油に水分が混入していることを確認したことから、9月10日、保安規定で定める措置(*2)を行った上で、原因を調査するために点検作業を実施した。

その結果、シリンダヘッド(*3)からの水の漏えいを確認したことから、機器の故障及び損傷等が発生しているとみなし、同日、保安規定に定める「運転上の制限」からの逸脱を宣言し、当該発電機の復旧作業に着手した。

東京電力は現在、漏えいの原因を調査しており、今後、保安規定で定められた期間内（点検開始から10日間以内）に部品の交換を実施するとしている。

なお、東京電力によると、本事象による原子炉の運転への影響や環境への放射性物質の放出はない。

県は、東京電力に対し、原因の究明を要請した。

(*1)保安規定では、安全機能を確保するため、動作可能な機器の必要台数や、原子炉の状態ごとに遵守すべき温度・圧力等の制限が定められている。一時的にこれを満足しない状態が発生すると、事業者は「運転上の制限」からの逸脱を宣言し、あらかじめ定められた時間内に機器の修理や代替機能の確保など必要な措置を講じることとしている。

(*2)他の非常用ディーゼル発電機(A)(C)、ガスタービン発電機及び原子炉隔離時冷却系が動作可能であることを確認

(*3)ディーゼル発電機の燃焼室を構成する部品

担当：原子力安全対策課 (直通) 025-282-1696 (内線) 6453, 6454
--